

## 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対する市民意見の収集と反映

### 1. 市民懇談会 参加者数

開催日	開催場所	参加人員
平成 23 年 11 月 11 日 (金)	中央公民館	1 名
平成 23 年 11 月 16 日 (水)	上水南公民館	8 名
平成 23 年 11 月 17 日 (木)	小川ホーム	23 名
平成 23 年 11 月 19 日 (土)	けやきの郷	21 名
平成 23 年 11 月 24 日 (木)	小平健成苑	16 名
合計		69 名

### 2. 市民意見等の応募者数 (※ 電子メールによる)

平成 23 年 11 月 10 日 (木) ~12 月 10 日 (土) 実施	2 名
---	-----

### 3. 意見等の内容による分類

	意見
第 1 章 計画策定にあたって	0 件
第 2 章 市の現状と課題	0 件
第 3 章 計画の基本的な考え方	0 件
第 4 章 高齢者保健福祉計画の推進	5 件
第 5 章 介護保険事業計画の推進	9 件
第 6 章 計画の推進体制	0 件
素案全体	1 件
その他	0 件
合計	15 件

### 4. 意見の反映状況

反映状況	意見
反映済み	4 件
一部反映	4 件
参考意見	7 件
反映しない	0 件
合計	15 件

## 5. 意見への対応

### 第4章 高齢者保健福祉計画の推進

#### ○安心・安全について

意見の概要 計画（素案）の68～73ページ参照	意見への対応 計画の65ページ参照	反映状況
安心して高齢者が暮らせるようにしてもらいたい。	思いやりのある地域づくりを推進し、高齢者が地域で人とのつながりを持ち、必要な支援を受けられるようにしていきます。	反映済み

#### ○見守り・安否確認について

意見の概要 計画（素案）の69ページ参照	意見への対応 計画の65～66ページ参照	反映状況
独居・老々世帯の増加により、安否確認の重要性を感じる。	「見守り体制の充実」を重点施策と設定し、高齢者の孤立を防ぎ、必要な方に必要な支援が行き届くように、様々な担い手と方法による見守りを実施する体制を整備していきます。	反映済み
シルバー協力員の啓発。	「高齢者のしおり」の発送などを通して、シルバー協力員制度の普及啓発に努めています。	参考意見
見守りの件、介護保険を使っていない人でも、70歳以上の一人暮らしの人の連絡などあっても良いと思う。	要望のある方には地域包括支援センター職員が、定期的な訪問や電話等による見守り事業を実施しています。（高齢者見守り事業）	反映済み

#### ○その他

意見の概要 計画（素案）の103～105ページ参照	意見への対応 計画の107～109ページ参照	反映状況
重点施策各項目の具体的な体制のPRをよろしく。	計画書の発行とあわせて、市報特集号を組むなどして、幅広く周知していきます。	参考意見
社協と共同の会なども、考えて欲しい。統一と分担を明確にすることで、活性化する部分もあるように思う。	社協との連携・協力を進め、関連事業の円滑な推進を図っていきます。	参考意見

## 第5章 介護保険事業計画の推進

### ○相談について

意見の概要	意見への対応	反映状況
	計画（素案）の78～79ページ参照	
全ての相談にのる相談窓口が必要と思う。	<p>健康福祉部をはじめ小平市の関係課による相談対応を行なうほか、地域包括支援センター及び出張所を拠点に、高齢者の生活課題に対する地域に根ざした身近な相談窓口の充実を図ります。</p> <p>全ての相談にのる相談窓口については、市全体の課題として捉えています。</p>	一部反映

### ○認知症について

意見の概要	意見への対応	反映状況
	計画（素案）の79ページ参照	
認知症になった本人自らが受診することはまずあまりなく、本人は自覚しなくて、家族が大変。家族が受診させようと思っても難しいので、行政の方から強制的に検診させるしぐみを確立してほしい。	<p>行政の方から強制的に検診させることは困難ですが、認知症予防の普及啓発事業、認知症の早期発見・早期受診の推進に向けた取り組み、地域の方々に認知症への理解を深めていただくための認知症サポーター養成講座開催等を行っていきます。</p>	参考意見

### ○家族への支援について

意見の概要	意見への対応	反映状況
	計画（素案）の79～80ページ参照	
家族への支援の充実について、具体的に指示説明してもらいたい。	<p>家族支援の充実のための関連事業として、短期入所生活介護の施設整備の検討・短期入所療養介護の入所枠の拡大を働きかけます。</p> <p>また、緊急一時保護の保護先として、介護保険施設等だけでなく医療機関についても検討を行うとともに小規模多機能型居宅介護等の整備も検討します。</p>	反映済み

## ○介護保険サービス利用について

意見の概要	意見への対応	反映状況
ケア者（家族）が入院した場合、居宅介護を受けている人は、どうなるのか。ショートステイの紹介、etc	<p>ショートステイのほか、緊急一時保護の制度があるので、介護サービス情報提供の充実に努めています。</p> <p>また、高齢者に関する相談は、年々複雑化し、緊急性や困難性を伴うケースに対して、より専門的な判断や知識・経験の蓄積が必要となっています。こうした変化への対応力を向上させるために、基幹型地域包括支援センターを設置し、地域包括支援センターの機能とセンター間の連携強化を図ります。</p>	一部反映

## ○利用者負担について

意見の概要	意見への対応	反映状況
市民も全てを行政に頼るのではなくある程度の痛みは覚悟して、もっと利用者負担に傾斜すべき。病院でも年寄り患者は物凄い状態で増え続けているが、中には病院を「憩いの場所」と勘違いしている老人がいて若い本当の患者が非常に迷惑をしている状況が見られる。医療費の自己負担割合 1 割が問題。一律 2 ～ 3 割にすればある程度解決すると思う。	介護保険制度と後期高齢者医療制度は、いずれも高齢者を社会全体で支え合う仕組みです。その負担割合は、低所得者にも配慮して、各法令で定められているところです。	参考意見

## ○介護保険制度について

意見の概要 計画（素案）の 98 ページ参照	意見への対応 計画の 101 ページ参照	反映状況
<p>もともとこの制度はすぐに破綻すると思っていたこれから保険料をどこまで上げていくのか。</p> <p>みんなでお年寄りの面倒を見るに反対はしないが家族はいても面倒を見るのは許せない。介護制度は利用するが費用は一切負担しない家族が最後には相続物件を手にいれることがないように資産調査を十分に行うような仕組みにしてもらいたい。</p>	<p>介護保険料の上昇を抑制していくことについては、大きな課題がありますが、所得段階をより細分化し、低所得者にも配慮していきます。</p> <p>また、介護保険制度は、家族の援助の有無に関わらず、支援や介護が必要だと認定された高齢者は介護保険サービスが受けられる仕組みとなっています。</p>	参考意見

## ○障がい者施策について

意見の概要 —	意見への対応 計画の 109 ページ参照	反映状況
<p>介護利用者の望むサービスの時間や仕事の範囲が限定されることから、ヘルパーさんにしてほしくてもできない。同行援護の制度から、介護保険利用者も障害者サービスを受けられるようになったが、介護保険が優先ということで不便差がある。高齢者と障害者とは全くサービスが異なり、十把一からげにできるものではない。別枠のものとして給付が受けられるよう、高齢になってもこのまま障害者は障害者のサービスが続けて受けられるよう、この 2 つを国へ申し入れていただきたい。</p>	<p>障害者自立支援法第 7 条により、介護保険サービスと障がい者サービスが同一のサービスであるものについては、介護保険サービスが適用され、異なるサービスについては障がい者施策によるサービスを受けられることとなっています。障がい者の方への介護保険制度の説明の際には、サービスの違いや手続きを説明するなど、当事者の方にとって円滑な移行が行われるよう、対応してまいります。</p> <p>また、制度の改善について、機会を捉えて国に対して要望していきます。</p>	一部反映

○その他

意見の概要	意見への対応	反映状況
	計画の 101 ページ参照	
具体的な数値（金額）を添えた資料が少ない。市の単独では、動きが取れない事は解るが。	介護保険料については、パブリックコメント時点では報酬改定が決まっていないため、記載ができませんでしたが、その後改定率が決まりましたので、具体的な金額を記載させていただきました。	一部反映

◆素案全体

意見の概要	意見への対応	反映状況
	—	
立派な計画を立てても予算を併記しなければ計画自体が「絵に描いた餅」となる。また前期の実績はどうだったのか。計画も大事だが結果はもっと大事。「費用の出口」を切り込んだ計画に期待する。そうしないと現状分析にある以上に高齢者人口は増加し健保も介護も破綻は目に見えている。小平市の財政はそんなに潤沢で余裕があるのか。現実をよく見て計画を立ててください。	今までの実績は、市全体の決算書や事務事業評価などに掲載するとともに、介護保険運営協議会の中で進行管理の報告をしてきてています。今後とも、限られた財政状況の中で、適切な事業運営をしてまいります。	参考意見